

議 事 日 程

平成30年第1回浜中町議会定例会

平成30年3月7日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	調 査 報 告	総務経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 7	調 査 報 告	社会文教常任委員会所管事務調査報告について
日程第 8	発議案第 1 号	防災・減災体制の更なる強化を求める意見書の提出について
日程第 9	選挙第 1 号	浜中町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第 10	議案第 1 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 2 号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 3 号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 4 号	浜中町国民健康保険財政調整基金条例の制定について
日程第 14	議案第 5 号	浜中町国民健康保険給付改善準備基金条例を廃止する条例の制定について
日程第 15	議案第 6 号	浜中町国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 6	議案第 7 号	浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 8 号	浜中町立診療所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 9 号	平成 2 9 年度浜中町一般会計補正予算 (第 9 号)

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただ今から平成30年第1回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって11番菊地議員及び1番加藤議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については議会運営委員会から、本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から15日までの9日間とし、うち10日及び11日の2日間を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は本日から15日まで9日間とし、うち10日及び11日の2日間を休会とすることに決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 諸般の報告をします。

本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） 本日第1回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまで教育行政の主なものについてご報告をいたします

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 総務常任委員会所管事務調査報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 所管事務調査報告をします。本件については、総務経済常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （調査報告朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 委員長より報告を求めます。

中山議員。

○4番（中山真一君） （口頭報告朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第7 社会文教常任委員会所管事務調査報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 所管事務調査報告をします。

本件については、社会文教常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出の提出がありました。職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （調査報告朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 委員長より報告を求めます。

加藤議員。

○1番（加藤弘二君） （口頭報告朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第8 発議案第1号防災・減災体制の更なる強化を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 発議案第1号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。
これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 浜中町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 浜中町選挙管理委員会委員及び補助員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、田畑秀子君、熊谷正君、田中政明君、梅原昌美君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがってただ今、指名しました田畑秀子君、熊谷正君、田中政明君、梅原昌美君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には、村本了恵君、澤辺広二君、山口寿宏君、小松昭彦君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました方を選挙管理員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

ただ今、指名しました村本了恵君、澤辺広二君、山口寿宏君、小松明彦君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第10 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第1号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い関連する条項の一部改正をしようとするものであります。

昨年8月8日に人事院は、国家公務員の給与等について、勧告をしたところであります。この勧告の内容を申し上げますと、月例給につきましては、公務員給与が民間給与を0.15%下回っていることから、俸給表を平均0.2%引き上げること。期末・勤勉手当につきましては、支給割合が民間比較で年間0.12月下回っていることから、これを0.1月引き上げることとし、年間支給割合を4.3月から4.4月とすること。国は、この人事院勧告を受けて、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を、昨年12月15日公布し、人事院勧告どおりの内容で給与改定

を実施しました。

このことから本町においては、国家公務員の給与改定に準じた形で、給料表の引き上げ、期末・勤勉手当の引き上げをするものであります。

また、給与制度の総合的見直しにより実施しておりました、一般職給料表6級に位置づけされている55歳を超える管理職の給料等の1.5%減額支給措置が平成30年3月31日廃止となることから関連規定の削除及び所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日については、公布の日としておりますが、給与改定に関連する規定については、平成29年4月1日から適用し、給与制度の総合的見直しに係る改正は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） （議案第1号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第1号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号 町長、副町長給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 1 2 議案第 3 号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 1 議案第 2 号及び日程第 1 2 議案第 3 号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 2 号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 3 号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当年間支給月数については、平成 2 9 年 4 月 1 日から一般職の職員と同じく 4. 3 月としております。

この度、一般職の職員については、国における給与法の改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正を行い、0. 1 月引上げて 4. 4 月にしようとするものであります。

このことから、町長、副町長並びに議会議員の期末手当につきまして、一般職の職員と同様に引き上げることにについて、関連する条例の一部改正について提案した次第であります。

議案第 2 号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第 4 条第 2 項で期末手当について 6 月に支給する場合においては、現行「1 0 0 分の 2 0 7. 5」を「1 0 0 分の 2 1 2. 5」に、1 2 月に支給する場合においては、現行「1 0 0 分の 2 2 2. 5」を「1 0 0 分の 2 2 7. 5」にそれぞれ改め、現行年間支給月数「4. 3 月」を「4. 4 月」に引き上げるものであります。

施行期日は、公布の日とし、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしております。

なお、教育長の支給月数については、「浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」第 2 条第 2 項の規定により、町長、副町長の給与に関する条例を準用するとなっておりますので、町長、副町長と同様となります。

議案第 3 号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第 5 条第 2 項で町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き上げるものであります。施行期日は、公布の日とし、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとし

ております。

なお、この度の条例の制定につきましては、去る2月15日開催の特別職報酬等審議会に諮問し、同日付けで直ちに答申をいただいたところでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎日程第 1 3 議案第 4 号 浜中町国民健康保険財政町政基金条例の制定について
 - ◎日程第 1 4 議案第 5 号 浜中町国民健康保険給付改善準備基金条例を廃止する条例の制定について
 - ◎日程第 1 5 議案第 6 号 浜中町国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◎日程第 1 6 議案第 7 号 浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 3 議案第 4 号ないし日程第 1 6 議案第 7 号を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 4 号「浜中町国民健康保険財政調整基金条例の制定について」、議案第 5 号「浜中町国民健康保険給付改善準備基金条例を廃止する条例の制定について」、議案第 6 号「浜中町国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 7 号「浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案第 4 号「浜中町国民健康保険財政調整基金条例の制定について」は、平成 3 0 年度から国民健康保険が都道府県単位化され新たな国保制度が始まります。

浜中町では、これまで国保財政の健全な運営に努めてまいりましたが、今後とも国民健康保険事業の推進を図り、保険給付の安定に資すると共に将来の財政負担への備えとして、あらかじめ必要な財源を確保すること目的に基金条例を整備したく提案させていただいたものであります。

次に、議案第 5 号「浜中町国民健康保険給付改善準備基金条例を廃止する条例の制定について」ですが、国民健康保険の給付改善の財源を確保するために昭和 3 9 年 4 月 1 日に設置されましたが、新たな国保制度では、医療費などの費用を全道の単位で支え合うことになるため、今後の活用も見込まれないことなどから、当該条例を廃止したく提案させていただいたものであります。

次に、議案第 6 号「浜中町国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」ですが、議案第4号の「浜中町国民健康保険財政調整基金の設置」及び議案第5号「浜中町国民健康保険給付改善準備基金の廃止」に伴い引用している基金の文言を改正するものです。

次に、議案第7号「浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、国民健康保険法の改正に伴う規定の整備と任意給付である「葬祭費」を全道で統一化され、支給額を「3万円」に改正しようとするものです。

なお、この度の条例の制定につきましては、去る2月19日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付けで直ちに答申をいただいたところでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） （議案第4号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第4号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これから議案第6号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号 浜中町立診療所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 議案第8号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第8号「浜中町立診療所条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町立診療所は、診療所2か所と歯科診療所2か所で、住民の診療を行うために設置されております。

茶内診療所は、大正14年に道庁拓殖医制度に基づき拓殖診療所として開設され、昭和42年に町の診療所となりました。昭和55年より現診療所長であります麻生医師が着任され、37年の長きに亘り地域医療を支えて来られましたが、この度ご本人からの申し出によりご退任されることとなり、10月より休診を余儀なくされているところであります。

茶内診療所の今後の運営継続につきましては、施設や医療機器の老朽化、医師及び医療従事者の不足、将来の人口推計及び2か所の診療所の維持の問題を考慮し、診療の継続は困難であると判断し、平成30年3月末をもって閉所することといたしましたので、浜中町立診療所条例の一部改正をしようとするものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第8号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議題9号平成29年度浜中町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第9号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 平成29年度浜中町一般会計補正予算第9号につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案第9号「平成29年度浜中町一般会計補正予算（第9号）」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末に当たり事業費の確定による減額補正や、除雪経費など今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費「その他一般行政に要する経費」でふるさと納税基金積立金の増額など1億130万7千円を追加、「新庁舎建設準備に要する経費」で役場庁舎建設工事等実施設計委託料の確定などにより2,308万2千円を減額、「基金積立金」で公共施設整備基金積立金の増額など10億5,008万5千円を追加するなど、全体で11億3,224万5千円の追加。3款民生費では、「障がい者福祉給付に要する経費」で2,193万9千円、「児童手当支給に要する経費」で685万7千円をそれぞれ減額するなど、全体で4,730万円の減額。4款衛生費では、「その他保健衛生に要する経費」で茶内歯科診療所上田医師に対する医師退職報償金として2,071万3千円の増額、「浜中診療所特別会計繰出金」1,188万9千円、「茶内診療所に要する経費」1,693万7千円をそれぞれ減額するなど、全体で

1,807万4千円の減額。5款農林水産業費では、「新規就農者育成対策に要する経費」で新規就農者誘致事業補助の確定などにより516万6千円、「漁港整備に要する経費」で、丸山散布物揚場整備工事の執行残などで928万6千円、「港湾整備事業に要する経費」で国直轄港湾整備事業管理者負担金5,187万9千円をそれぞれ減額するなど、全体で1億921万9千円の減額。7款土木費では、「町道維持管理に要する経費」で町道除雪業務委託料の追加など1,623万円の追加、「下水道事業特別会計繰出金」で904万8千円を減額するなど、全体で159万1千円の追加。9款教育費では、「教育委員会事務局に要する経費」で367万5千円、「その他高校に要する経費」で151万3千円、「大規模運動公園管理運営に要する経費」で131万7千円の減額は、主に執行残、「給食センターに要する経費」で旧学校給食センター解体工事の増額などで3,873万1千円を追加するなど、全体で2,489万5千円の追加。11款給与費では、議案第1号及び第2号で議決をいただきました「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づくもの及び、職員の採用退職等によるもので731万6千円の追加となります。

以上により、今回の補正額は、9億8,269万9千円の追加となります。

一方歳入につきましては、1款町税では、個人町民税など最終収納見込みにより全体で7,726万1千円の追加。12款分担金及び負担金159万3千円の追加及び13款使用料及び手数料1,932万4千円の減額は、いずれも実績見込みによるもの、14款国庫支出金1,264万8千円の追加及び15款道支出金526万6千円の減額は、いずれも事業費等の確定による交付額の実績見込分であります。18款繰入金では、財政調整基金繰入金の追加及び土地開発基金繰入金の増額などで9億8,273万2千円の追加。21款町債では、事業費及び同意額の確定などにより7,810万円を減額するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、89億4,881万2千円となります。

次に「第2表繰越明許費補正」につきましては、「旧学校給食センター解体工事」4,150万円は、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするもの、「役場庁舎建設工事等実施設計委託料」1億5,984万円は、契約金額が確定したことによる限度額の補正であります。

次に「第3表債務負担行為補正」であります。漁業近代化資金の利子補給の支払契

約につきましては、平成29年分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い、期間は平成30年度から平成43年度までとし、限度額は63万9千円にしようとするもの、中小企業特別融資資金の利子補給の支払契約につきましては、平成29年分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い、期間は平成30年度から平成37年度までとし、限度額は121万3千円にしようとするものであります。

次に「第4表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第9号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） ちょっとお待ち下さい。議案第9号の補足説明中ですけれどもこの際、暫時休憩します。

（休憩 午後12時02分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第9号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第9号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第9号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 71ページの最終処分場管理運営に要する経費で臨時雇上げ賃金150万円減と言う、ここが減になっている事の説明をしていただきたいと思いません。

それから、85ページ、町道維持管理に要する経費で町道除雪業務委託料、2,000万円がありますけれども、この内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思いません。今年の冬のシーズン12月になったら、どこの業者も雪が降り吹雪いても出動できる様に除雪機を揃えて準備していましたが、昨年暮れ12月は、ほとんど出動していな

かった様に見えました。年が明けてからも30センチ以上降ったと言う事は記憶にないんです。そういう意味で現在、今シーズンは予定されていた除雪費に対応して何回出動してどのくらいの予算を使ったのか、それからこの2,000万円については、どういう事から計上したのか説明をお願いしたいと思います。

次に3点目は、2カ所に亘りますが93ページの教育費で小学校の扶助費4項目あります。それから、中学校の扶助費については、97ページの上に4項目についてあります。この点で私が聞きたいのが、新1年生が入学する時、あるいは新学期が始まった時に経済的に大変な方に対して学用品や扶助費を町としてだしてありますよね。

それがこの部分なのかどうなのかと言う事を確かめながら小学校、中学校で学用品費などの扶助を受けている児童、生徒が何名くらいいるのか、新学期が始まってしまっから支給するのでは、準備金としては、間に合わないのでは、やはり新学期は4月から始まりますので3月中に準備金として該当者に支給するというのが一般的だと思うのですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 71ページ最終処分場管理運営に要する経費の臨時雇上賃金の150万円減の理由これにつきましては、この科目では施設管理人賃金1人分31万3千4956円それと施設の管理人20万4千6500円の計上でありました。実は、じん芥施設の管理人が昨年9月末に退職いたしました。その後9月と11月末に募集をしましたけれども、その後、欠員の補充ができないまま、きた事による今回の賃金の減です。体制といたしましては、もう1人の職員とあと斎場に管理人がおります。実際の受け入れを最大3人でできたのですが、今現在は斎場管理人がサポートに入って、それとじん芥の方にも1人臨時職員がおりますので、現在ごみの受け入れは2人でやっております。一応、2人につきましては、休みがとれないと言う事もありまして頑張ってもらっておりますので、この賃金を差し引いて今回この150万円の減額になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 85ページの土木費における除雪費2,000万円の追加の根拠についてご説明申し上げます。質問の内容は、今回計上した2,000万円の根拠と言う事での質問だと思いますけれども当初予算でまず4,000万を計上し、今回2,000万計上、合わせて6,000万の除雪費と言う事でございますが、先ほど議員が言

われたとおり、今年は除雪の稼働が少ない状況なんですけれども、回数につきましては全車が出動した場合、一部吹きだまりができて出動したと言う場合も含んだ回数と言う事で報告をさせていただきます。3月5日現在で稼働したのが49日、大雪が降って町内全域に除雪車が稼働した日数は、7日でございます。あとは、山方面だけ吹雪いた日がありましたので、山方面の除雪を行った日が2日合計9日間出動しております。除雪費の推移につきましては、実際、去年が2月末現在で8,560万円と言う数字がでております。今年につきましては、2日稼働しましたけれども、その段階で5,310万円です。議員言われたとおり実際、雪が少なくて除雪費もそんなに使っていないのが現状でございます。2,000万円の根拠と言う事ですけれども当初の4,000万円から既にもう不足分が生じているものですから2,000万円を計上させていただいたと言う事でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 扶助費の関係でご質問があったと思います。まず1点目の準備金関係でありますけれども昨年の12月に議会で補正予算を計上しまして当初であれば12月の段階でも説明したんですけれども、従来であれば新年度に入ってから入学準備金を支給しておりましたけれども、29年度にあつては、入学前に希望がある方については、支給すると言う事で今進めている段階であります。扶助費の実績でありますけれども小学校費の93ページの小学校費の中の学用品費の扶助費の関係でありますけれども新1年生にあつては、当初7人の予算を計上しておりましたけれども、実績では5人扶助費の学用品費の中では、新1年生と在校生の予算があるのですが、在校生にあつては当初予算で43人ところ40人と言う実績になっております。また学校給食費の扶助費の関係でありますけれども、当初は見込みで50名の予算措置をしておりましたけれども29年度は、37名の実績となっております。3番目の修学旅行費の扶助費でありますけれども当初予算では7名の予算措置で4名その他学校活動費扶助費の部分でありますけれどもその部分当初これも見込みで50名の計上で実績では36名と言う形になっております。続きまして、中学校費の部分で説明させていただきます。学用品費、扶助費、新1年生につきましては、10名の予算措置をしておりましたけれども、実績では13名、在校生20名の予算措置でありましたけれども、実績では16名、学校給食費、扶助費の関係にありましては当初30名の見込み予算で実績では29名あと修学旅行費、扶助費につきましては、当初15人の予算措置でありましたけれども実績

では10名、その他学校活動費の予算でありますけれども当初30名のところ実績では23名と言う事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤委員。

○1番（加藤弘二君） 71ページの最終処分場の件でありますけれども、私も結構、最終処分場にごみを捨てに行くのですが、長く5年も勤めている方は、顔見知りになっている方などがいるのですが、こちらで働いている方の受け入れ方がとても良くて雰囲気もいい感じなんです。それから、ごみを処理場に持って来てから分別するという持ち込みの方もおりますので、その細かい仕事をしっかりやって行く事がこの職場の仕事なのかなと思うんです。賃金が安いのか、あるいは他に理由があってやめて行くのか、やはりやめられたら担当課長としても頭を悩ます事ではないかと思うんです。その対応策は、どの様に考えておられるのか。

それから、2つ目の質問で85ページ雪が多くても少なくともやっぱり除雪車を出動させているわけなんです。以前に雪が7センチ以上降った場合は除雪車を出動させるという事を言われていたかと思うんですけれども、今は、山方面で沢山ふる場合もあるし海岸方面はそれほどでもない場合もあります。その辺をどの様に分けて稼働させているのか、基準を業者とも相談しながらもう少し厳しくやるべきかなと思います。

それから教育委員会の扶助費の関係で詳しく教えてもらいましたけれども、新1年生の場合、先ほどの答弁を聞きましたら、希望される方には、入学前に支給するという事ですけれども、希望されない方には、いつ支給するのか、私としては、前もって全員に支給する方がいいと思いますけれども、この様な方法にしている訳を説明してほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 71ページの最終処分場運営に要する経費ですけれども、現場職員を確保するために半年間募集をしていますけれども、なかなか来ていません。この職場に関しましては、町民と身近に接して分別の指導もします。その他にごみ処理の部分では、破碎などそのごみを根室市へ搬入したり広い業務があります。そういった部分でやはり慣れた方に長く勤めてもらい安定的に施設を維持していきたいと私ども考えております。今いる職員は、4年目で斎場の管理人の職員2年目ですので、対応させてもらっていますけれども今回やめた職員につきましては、14年くらい勤めていた方だと思いますけれども、本当に加藤議員がおっしゃるとおり隅々まで分かっている様

な職員でした。本人の自己都合と言う事で新たな職に転職すると言う事で本州の方に就職先を見つけていきました。今後、新年度予算の部分にも関わってくるのですが、日額賃金の改定で月額給にするとかの分を30年度の予算の中で審議させてもらう形になりますけれども、今後とも施設維持の関係では、きちんと情報を皆さんに情報をやっていきたいと思っていますので新年度に向けて施設維持に影響がない様にしっかり出来ればと思っています。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 15ページ土木費に係る除雪の件で除雪の出動の根拠についてのご質問にお答えします。浜中町の除雪業務計画の中では、降雪量が5センチから10センチを基準と言う事になっております。以上が基準と言う事になっておりますが、これについては、厚岸地区道路除雪連絡協議会においても厚岸、浜中、釧路町、そして国道、同じ様な見解で出動基準等を定めております。浜中につきましては今、議員から言われた軽い雪、重い雪と言う話もありましたけれども、先日降った雪のケースで説明したいと思っておりますけれども、夜の10時くらいに雪が止んだものですから、海岸地区、山地区を11時過ぎに現場のパトロールをしております。そして雪質、風の風速などを調べまして、その時点で明日の明朝をどうするか判断は、朝4時過ぎに道道の除雪について連絡が入ってきます。それを参考にしながら町道を入れるか、また先ほど言われた山方面だけを入れるか、それとも全町的に入れるかと言う事を決断しまして速やかに、その後4時過ぎに出動すると言う様な形をとっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 入学前の扶助費の支給に関しての再質問ですけれども、教育委員会としましては、全ての方から推薦があれば入学前支給をしようと言う事で準備をしているところでありましたけれども、この入学前の支給につきましては、保護者の方からの申請をもって事務を進めると言う事務の流れであります。一部例としましては、入学前に支給をお願いしたいと言う方と従来どおり6月の支給でいいと言う方がおりますので、教育委員会としては、保護者からの申請を基に事務を進めると言う事でやっておりますので、その点については、ご理解をお願いします。ただ教育委員会としては全ての保護者から申請があれば就学前の入学前支給については、事前に支給すると言う事で考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9 番川村議員。

○9 番（川村義春君） 33 ページ歳入ですけれども衛生手数料ですが、この部分は茶内診療所休診に伴う増減と言う事で減の部分については解るのですが、その他の診療手数料これについては、保険外診療の増に伴う追加というふうに資料説明でありました。それで保険外診療の内容は、たぶん文書料とか予算的には、289万9,000円に今回154万9,000円ですから450万円くらいになっていると言う事で他の手数料が減っているのにその他の診療手数料が増えている理由、例えば今回、休診にした事によって浜中診療所の方への文書で照会すると言う事が必要になってくるのかなと思っ
ているのですが、そういう事であればその様にお答えをいただきたいと思います。それから37ページこれも歳入ですけれども、農林水産業費の補助金の農業費補助金に関わ
ってですけれども、農地利用最適化交付金240万円の増となっていますけれども、財政課長の説明では、農業委員の活動実績による説明がありました。具体的に歳出の農業費の中の特定財源の国、道の特定財源に位置づけされていないので、これは、歳出分野でいくとどこに位置づけされるのか、それらを教えていただきたいと思
います。それと歳出に47ページふるさと納税返礼品と言う事で180万円追加して3,289万円になるわけですけれども、2月末の寄附金の実績予算額では1億531万に対して、いく
らの実績がされているのか教えていただきたいのと、その下の積立金であります。ふるさと納税基金積立金1億円皆増であります
が、これは12月定例で設定した条例化に基づいて積み立てるものでありますけれども、町の財源の確保対策としてこのふるさと納税に関して伺いますけれども、財源対策としては、釧路市も取り入れているクラウドファンディングと言うお話がありました。それについて私、12月定例会でも聞
いているのですが、これについて検討すると言うふうにお答えをいただいておりますが、それについてどの様になっているのかと言うのを教えていただきたいと思
います。それから先ほど1億円に関わってですけれども、30年度予算に当初予算ですけれども7,655万8,000円を取り崩して漁業振興に関する事業等に1,481万9,000円の一般財源を加えて9,137万7,000円の事業に充当するとな
っていますが、そのとおりでよろしいのでしょうか。残高は、1億から9,100万円を引きますから、2,344万2,000円くらいになると思うのですが、30年度は、そういう事になるのか、数字的には、この様になるのだら
うなと思っておりますが、お知らせをいただきたいと思
います。

次に49ページの基金積立金について伺います。これの特定防衛周辺施設調整交付金の診療所分と保育所分の内訳を教えてくださいと思います。

それと公共施設整備基金積立金これについては12月定例会で条例を制定しておりますが、この特定財源の内訳を見ますと9億5,346万2,000円がその他で特定財源化されています。内訳的には、歳入の財政調整基金の9億1,717万2,000円と土地開発基金の3,684万4,000円これで行きますと9億5,401万6,000円と言う事で55万4,000円多いわけですが、これは一般財源化したと言う事で捉えていいのかをお尋ねいたします。

それから53ページ地域おこし協力隊に要する経費であります。これについては、任用がなかった事による賃金等の執行残と言う説明でございました。募集人員は、23歳から40歳未満で1名と言う事で町のホームページを開いてみますと活動内容として移住定住推進に向けて定住の相談員、ホームページやSNSを活用した移住定住情報、整理発信業務それから移住定住のパンフレットの素案と作成に関する業務等とありますけれども、これは9月定例で聞いていますから、たしか10月から11月にホームページ上で掲示していて予算は12月で1月から3月までの予算を計上されていたと思うんですが、何が原因で応募がなかったのか、今後の対応についても9月定例会の時点では、当面は1人ですが、新年度で2人、3人重ねて協力隊を位置づけていろんな分野で浜中町のまちづくりをしてもらうと言う様な形をとっていたと思うんですが、その辺の考え方についてお知らせをいただきたいと思います。

次に65ページ衛生費でありますけれども、医師退職報奨金についてお尋ねいたします。上田医師の退職と言う事で長い間、浜中町に貢献をしていただきました。本当に感謝を申し上げます。そこでお尋ねしますが、今後の契約については、林医師と言う事になると思うんですが、茶内歯科診療所、浜中歯科診療所がありますけれども、同じ様な形で今後も契約をして行く事になるのかどうか、私は以前から行っていますけれども、浜中歯科診療所の医師については、上田先生が一生懸命探していると言う事ですが、なかなか上田医師の元で働く医師が見つからないと言う状況にあると思うんです。やっぱり霧多布地区の住民からすると週2日の歯科診療所では、予約をしなければ受診出来ないと言う状況がある様ですから将来的に私としては、しっかりとした体制で月曜日から金曜日、朝から夕方まで受診できる様な体制が望ましい事だと思うわけです。それで上田先生から今度、林医師に変わると言うのですが、一定期間、例えば今年度中

に後任の林医師の元で働く医師が見つからない場合について今年度中に期限を決めて浜中歯科診療所の契約を解除して単独で歯科診療を任せる医師を公募するという事を考えるべきでないかなと思う訳ですので、その辺の考え方についてお知らせをいただきたいと思います。

それと73ページの新規就農者育成対策に要する経費でありますけれども、この青年就農給付金事業補助ですけれども、当初予算の説明では、4名の対象者に年額150万円を補助するという事で要件は5年以内に経営移譲をされた方で所得制限が350万円以内の方と言う事でありまして、未執行の理由について聞きたいと思ったのですが、今の説明では、所得増によると言う事で、4人全員が350万円以上増えた言う事ですけども新年度では、予算計上はありませんでした。例えばこの4名の方ですけども、要件を満たしていないのは、所得要件だけです。例えば来年度、牛の値段が暴落したとか、この様な場合については、どの様に対応していくのか、補正予算を組むのかも含めてその辺をお知らせいただきたいと思います。

それから81ページ漁港管理に要する経費の委託料でありますけれども、19万5,000円小さな額ですけども、散布漁港と聞きましたが、どの様な利用計画図面を作成したのかを伺っておきたいと思います。最後になりますけれども105ページ旧学校給食センター解体工事であります。4,150万円については、特定財源で教育費国庫補助金で交付金が2,324万7,000円入ってきて一般材が1,825万3,000円となりますけれども、説明だと繰越明許費ということでありまして。この入札はまだ終わっていないと思うのですが、入札の時期、それから工期について分かっているのであればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 33ページの衛生手数料、その他手数料の増額についてのご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおりその他手数料につきましては、保険外診療といいますか診療の自己負担分になります。それで予防接種でありますとか紹介状を書いた分と言う事と診療の自己負担分の増額と言う事でございます。この増額につきましては、やはり紹介状がかなり多く300件弱を出されたと言う事で、この分の増えた事による増額となったものでございます。

それと、65ページの上田歯科医師の退職と言う事でありまして、委託先の名前が変更になったと言う事で上田歯科医師については、勤務医としてまだ在籍をしてお

ります。それで委託先のご氏名は、林歯科医師となりました。それで同じ様な契約となるのかと言う事ですが、同じ契約内容となっております。それで浜中歯科診療所を朝から夜までの受診出来る体制と言う事でございますけれども、林歯科医師も歯科医師を探して下さっていると言う事で、こちらもお願いをしておりますして札幌の方まで声をかけていただいていると言う事も現状としてあります。林歯科医師がおっしゃいますには、浜中歯科診療所は、午後から週2日と言う事で20名程度の受診数となっております。茶の歯科診療所は1日40名程度の受診数となっております。両方の歯科診療所とも予約が原則となっております。それで浜中歯科診療所の受診数が茶内歯科診療所に比べて若干少ないものですから、それで採算がとれるかどうかの問題でありますとか、林歯科医師の奥様も歯科医師さんでいらっしゃいますので、今は、子育てもしておりますけれども、これからも時間を増やしていけるのかも含めまして今後とも協議をしていきたいと思っております。あと期限を決めてと言う事ですけれども、これにつきましては、今年度末になるのか解りませんが、今後診察時間を増やしてほしいと言う事で協議はしていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会局長。

○農業委員会局長（箱石雄彦君） 37ページの土地利用最適化交付金の内訳についてご説明いたします。これにつきましては、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の改正がありまして28年度以降に新制度に移行した農業委員会に交付される交付金であります。

昨年、農業委員が任期満了でしたので、4月から今年3月分が今回交付金として240万円交付されたと言う事ですけれども、この交付金は、活動実績と成果実績とこの2つになっております。この活動実績と言うのは、単価6,000円に農業委員の数13名です。

それと去年7月から今年3月の9ヵ月分70万2,000円、成果実績なんですけれども、単価1万4,000円×13人×6ヵ月と言う事なのですが当初で9ヵ月だと思いましたが、北海道の冬季期間が考慮されて減らされているとか初めての年度なものですから、納得できないところもあるのですが、農地利用の最適化と言うのは、農業委員会の法律の第6条第2項に関する交付金なんです。その内容は、農地利用の遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進と言う実績による交付なんですけれども、そのポイントが農地率1%の人が7ポイント、それと出席率93%以上の農業委員会に関しては7ポ

イント貰いまして浜中町は、遊休農地率はゼロそれと集積率は108.84となっております。それで14ポイント÷9それを計算すると169万8,666円合計で240万665円と言う事で千円が切り捨てとなりまして240万円という計算となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 今、農業委員会局長の方から答弁もあったんですけども、240万円の財源充当の関係ですけれども、多分議員おっしゃいますのは、農業委員会に240万円がふられていないのではと言うご質問だったと思うんですけども議案70ページ農業委員会費に国道支出金で219万9,000円ございます。37ページの上から2行目に農業委員会補助20万1,000円減とありまして国道支出金ですので予算書上は、20万1,000円の減と240万円のプラスと相殺されて219万9,000円と言う表示に予算上なるという事でご理解いただければと思います。

それと調整交付金基金の財源の振り分け方と言うご質問があったと思うんですけども今回の積立によりまして当初分で計上していた分と合わせまして3,900万円になります。歳入の方にその3,900万円の半分1,950万ずつ診療所特別会計の繰出金と保育所の運営に分けると言う形で財源充当する事となっております。

続きまして同じく積立金の財政調整基金の部分で50万円ほど合わなのではないかと言うご質問だったと思いますけれども29年度の当初予算で財政調整基金繰入金がありますけれども、この内の50万円の分も含めていただければと思います。

それとふるさと納税基金の関係でございますけれども、平成30年度の当初予算の編成作業時点の実績で予算を組むと言う事で、予算編成を1月までに行わなければなりませんので、その時点での寄附実績額で30年度の予算は、予算計上していると言う事で、今回の積立金1億円ですけれども、29年度の当初予算で附金1億円を見込んでおりますので今1億円までっていないですけれども9,500万円を超えていると言う事ですので、今後、場合によっては、専決処分等で差額の分理め合わせさせていただくと言う事になろうかと思えます。

それと地域おこし協力隊の件ですけれども、応募がなかったのかと言う事ですけれども、実際のところ10月の末に応募をかて、1件来まして、その後こちらで連絡をして直接会って面接までのお話を進めさせていただいたのですが、本町の他にもう1カ所他の町にも手を挙げていたと言う事で先にそちらの町に行かれてしまったと言う様な事

がございます。多方面いろいろ情報を収集していますが地域おこし協力隊になかなか来ていただけないと言う様な情報を受けております。なぜ応募がないのかと言う事での詳しいところまでの分析はしておりませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思っております。今後も引き続き募集してなるべく来ていただける様に募集はして行きたいと思っております。2人目3人目と言うお話でございましたけれども、まず1人目をきちんと確保した上で、情報発信をしてもらえれば2人目、3人目となるのかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 47ページのふるさと納税返礼品189万に関連するご質問で2月の末は、実績はどの様なものかと言う事ですけれども、先ほどだいたいの数字は企画財政課長の方でお伝えしておりますけれども、件数が5824件金額で申し上げますと9,674万3,000円これが2月末現在で寄せられている金額と言う事でご理解いただきたいと思っております。

それから議員おっしゃられましたクラウドファンディングの関係ですけれども、この部分につきましては、昨年寄附金の使途をそれぞれの産業振興の部分あるいは環境6項目プラス指定のないものと言う事で分けさせていただいて、その中で数ヵ月募集を募って来たと言う事もありますし、また新年度予算の方では、企画財政課の使途に応じた充当と言う事で進めさせていただいていると言う事でございます。このクラウドファンディングの部分につきましては、使途の目的、更に特定のなものについては、必要に応じて企画財政サイドの財源対策の部分とリンクしながら検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 73ページ新規就農者育成対策に要する経費の青年就農給付金事業補助のご質問であります。議員おっしゃいますとおり平成28年度より4名の方が本町でしております。

28年度、初年度は前年所得に関係なく年額150万円支給されるという事ですけれども平成29年度当初予算でこの4名150万円円計上しておりましたが、こちらも議員おっしゃいますとおり所得要件これも農業所得に限ったものですが350万円を超過したことにより給付対象外となったという事であり。ただ本制度につきましては、青年就農給付金の本来の目的は、就農初期段階の経営の安定を図るという意味で5

年間の措置をしております。よって初年度は給付になりましたが次年度は給付にならなかったと言う事、3年目に経営の安定が陥った時はどうなるのかと言う事ですけれども、その場合は前年所得が下回った場合は当然交付要件の対象を満たすと言う事で5年間の中でこの制度を活用すると言う事になりますので、その都度、課税所得証明などを毎年度提出していただいて交付対象になるかならないかは、前年度に確認させていただいておりますので、その都度、補正対応できるものは、また経営状況が悪くなって交付対象になった場合には、補正予算などで対応させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） 議案8 1ページの漁港管理に要する経費の漁港利用計画図面作成委託料でございます。19万5,000円新規と言う事でございますけれども、漁港利用計画につきましては、漁港整備事業を実施するに当たりまして必要となるものでございます。漁港管理者であります北海道が計画を策定して水産庁に届け出るという事でございますけれども、この計画で図面等の作成につきましては、用地の実態等を把握している市町村が地元と協議して策定すると言う事としております。それで今回、散布漁港の計画の図面作成と言う事でございますけれども、現在の散布漁港の計画からの変更と言う事でございます。前回の計画につきましては平成14年に作成しておりますその後、何回か変更をかけているところでございますけれども、今回は、その手続に必要な電子データを含む利用平面図を作成すると言う事と求積一覧表積算したものを作成すると言う事でございます。それで中身につきましては、火散布の外港これは、当初の計画と港の形状が大きく変わっていると言う事ですので、現計画の内容に合わせた用地の利用計画を作成すると言う事、それと渡散布ですけれども昨年胸壁を撤去しました事に伴い物揚げ場を増設あるいは用地、道路等を新設されておりますので、この分の計画を作ると言う事、それと渡散布につきましては、今後整備して行くと言う事でございますけれども船揚場を撤去して物揚げ場を作る、また新たに整備の絡みで物揚げ場も増設すると言う事でございますのでその計画を図面上作成すると言う事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（工藤吉治君） 旧学校給食センター解体工事に関わっての入札の状況等についての御質問でありますけれども、契約担当課の方とまだ協議が進んでおり

ませんので教育委員会の希望として言う事でお答えをいたします。

まず年度の早い時期の6月に発注して工期については2ヵ月くらいと言う事で予定しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 33ページその他の診療手数料については、了解をいたしました。保険外診療によります文書料や処方箋料、病衣代その様なものも入ると言う事で、その中で特に紹介状が300件くらいあったと言う事で了解しました。

それから農地利用最適化交付金の内容ですけれども、局長に詳しく御説明をしていただきましたけれども、計数等の関係については、後ほど教えていただきたいと思います。

それと企画財政課長の方から充当の部分について説明がありましたので分かりました。

それから47ページふるさと納税の関係ですけれども、現在の2月末の実績数字については5824件の9,674万3,000円と言う事で増えた場合については専決をすると言う事であります。ありがとうございます。

それで基金の積立金についても、了解をしました。

クラウドの関係ですけれども、今後検討して行くと言う事ですが、これは12月定例会でも質問しております。2、3日前の新聞にも載っております。目的を持って寄付してくださいと言う指定をすると集まってきたり、あるいは道内の豪雪地帯で除雪機を寄付してもらえる様に頼んだら返礼品ではなくても百何十万も集まったと言う事も財源を確保する方策としてはあるのかなと思っておりますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

それから49ページ特定防衛施設周辺整備交付金の3,900万円900万円の追加で現予算が3,900万円と言う事で4つを振り分けると言う事でした。

公共施設の整備基金の積立金については、55万4,000円これは一般財源化したのかを聞きましたらこれは、財調の規定のとおり50万円を積むと言う事でしたので、これも了解であります。ただ財政調整基金が12月の段階で13億あった訳ですけれども、今回1億崩して12億くらいになると言う話ですけれども13億くらい残るんじゃないんですか、その辺をもう少し詳しく分かれば教えていただきたいと思います。

それと地域おこし協力隊に要する経費ですけれども、今聞きますと10月末に募集して1人申し込みがあったと言う事ですけれども、その方は、他の市町村と重複して申し

込みをされていた様で、そちらに行ってしまったと言う事ですけれども私は、この移住定住は重い様な気がするんです。この事業は、確かに大事な事業なんですけれどもホームページで募集する場合に移住定住に関する細かい分野まで募集要項に載せて、これももう少しより具体的にした方がいいのかなと思っていました。過去に観光振興の作業に従事してもらおうと言う話も当時ありましたが、もう少し浜中町の特性を生かした協力隊になりたいと思える様な方、これにつきましては、仕方がないのかなと思っております。その辺を検討していただければ募集もあるのかなと思います。この地域おこし協力隊については、全道各地で相当早くからやられていますから総務省から交付金が入ると言う話ですけれどもぜひ、これについては自分の町の方が自分の町を見るというよりも各地域から、来た人が我が町浜中町を見てこの辺を改革したらと言う視点を持っている訳ですから、ぜひ募集し続けてほしいと思っています。課長から今年度1名だったと言う事で来年の予算も1名と言う話ですけれども、やはり複数申し込まないと1人では、やりきれないと言う事もあると思うんです。去年の9月の定例会の中では、企画財政課長は、1人ではなくて2人と言う事で話をしていた様な気がするんです。ぜひ1人の枠を補正して2名くらいの募集をした方がいいと思うんです。同じ移住定住の仕事に関わっても相談しながらやれるとかこの様なメリットがあると思いますので、その辺を検討していただけないかお聞きしておきたいと思います。

それから新規就農者給付金の関係ですけれども要件については、5年以内で所得要項が350万円と言う事であります。これについては、所得要件に満たなくなった場合については、補正でも対応できるという事ですから、それは、了解いたしました。ぜひその様な事を考えていただきたいと思います。

それと議長にお許しをいただきたいのですけれども、ここの産業振興資金貸付金について聞くのを忘れておりました。改めて聞きたいのですが、当初予算では、20戸分の1,200万円の予算要求をしていた訳ですけれども1戸当たり60万円で20戸分と言う事でこれは、予算計上する時点では、希望を取りまとめして予算要求をしているのではないかと思うのです。これは、未執行なんですよ。例えば、災害とか火災がおきた時に対応するのであればこれは、補正予算でもできるんですよ。あらかじめ1,200万円を予算化して年度末で未執行でした。この様な事は如何なものかなと私は、思っていました。新年度予算でも、同じ様に一般財源で1,200万円で同じ金額が予算化されている、この考え方についてお答えをいただきたいと思います。

それから漁港の利用計画図の図面作成 81 ページですけれども、計画変更の図面を作ると言う事で利用する平面図で求積も含めて行うと言う事で散布の外港の用地の利用計画と渡散布の物揚場の計画これは、作ると言う事でしたけれども、もう一つあると言う事ですので再度説明をいただきたいと思います。

それから、105 ページの給食センターについては、まだ原課とは打ち合わせをしていないと言う事で6月頃と言う事ですので解りました。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 財政調整基金の関係と地域おこし協力隊の関係についてお答え申し上げます。

議案の38 ページをご覧くださいと思います。財政調整基金の補正前の額1億9,391万8,000円と今回、補正額9億1,717万2,000円と言う事でございます。私、先ほど勘違いして違う事を申し上げたかもしれませんので、改めて整理して御答弁申し上げますけれども、補正前の金額につきましては、29年度当初予算で1億6,000万、財源不足から取り崩すと言う予算を計上させていただいております。その後、途中で補正予算3,391万8,000円を追加しており、この度9億1,717万2,000円で総トータルで繰入金11億1,109万円という形になっております。28年度末の財政調整基金の残高が13億1,109万円、単純に差し引くと2億円ぴったりと言う残高になります。それで今回の9億1,717万2,000円、積立金の方で説明しました額を土地開発基金3,684万4,000円と合わせて9億9,448万5,000円これの合わない訳は、これにつきましては、今回3月で最終補正と言う事でございますので、その他の財源調整の関係で足りない部分の差し引きの関係で合わない部分があると言う事で御理解いただきたいと思います。

次に地域おこし協力隊の関係でございます。議員おっしゃいましたとおり私も1名よりは、2名の方が活動しやすいと言う事でお話した記憶がございますし、そのとおりだと思っております。いろいろ事情がございますして1名しか募集をかけられていないと言う状況でございます。地域おこし協力隊は、当然住む場所とかも確保しなければいけないと言う事で職員住宅を活用する予定であります。その関係上もあり1人しか募集できないと言う様な事もありまして今1人の募集と言う状況です。議員おっしゃったとおり募集につきましての内容が重たく感じるのではないかとと言う事でしたけれども、今募集をかけている最中ですけれども今後の応募状況を見まして、その辺についても応募して

いただける様に中身を変更する事で考慮する必要があるのかなと思っておりますし、場合によっては、住宅等の状況が整えられる様であれば1人よりも2人と言う事も考えられますので、必ず2人募集できるというお約束は出来かねると思っておりますけれども、その様な事も総合的に含めて募集させていただきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 産業振興資金貸付金に関する質問がございましたのでお答えしたいと思います。

この度の1,200万円の未執行の件につきましては、先ほど説明あったとおり申し込みがなかった事による全額未執行と言う事での減額措置であります。この未執行となった事につきましては、ここ2、3年ホルスタインの初妊牛が非常に高騰していると言う様な事もありまして平成29年度におきましては、釧路家畜市場のデータを計算したのですが、昨年4月現在から今年になりまして30年1月までにこの釧路家畜市場のホルスタインの初乳牛が平均で86万5,000円となっております。これは、根室が入っていませんけれども、根室を入れるともう少し上がるのかなと思っております。昨年、高い時期だと100万を超えた月も何度かあって議員おっしゃったとおり、募集をかけて買おうと思った方がどうしても価格の高騰でなかなか申し込めないと言う事で1頭あたり60万円貸し付はしておりますが、どうしても手出しが30万40万になってしまうと言う事で何度か29年度中に相談は受けております。貸付に至る寸前まで行ったんですけども、その時には、また少し全月より価格が上がってしまったので、やはりやめますと言うやり取りが29年度に何度もあって未執行になったと言う実態があります。どうしても予算措置する段階では30年度また同じ様に予算措置をさせていただいております。これは家畜購入資金の貸付委員会の意見をいただいて予算措置しているのですが、未だにその様な状況が続いておりまして貸付委員会も悩ましい状況が続いております。ただ議員おっしゃったとおり申し込みあってから補正措置をしてもいいのではないかと思いますのでこれも踏まえて30年度の予算措置はさせていただきますけれども、その様な意見も委員会の中で取り入れながら申し込みをしやすい対策をとればと思っておりますが、価格が高騰と言う状況もありまして担当の方も苦勞しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） 漁港利用計画の図面作成の関係でございますけれども、散布漁港と言う事で、先ほど具体的な内容と言う事でお話ししました。

1点目は火散布の外港、もう1点が渡散布と言う事、もう1カ所ございまして藻散布でございます。こちらの地区に関しましては、今後の整備に伴います用途変更と言う事で具体的には、藻散布の船揚場それと一部の用地護岸これを物揚げ場に用途変更して整備を図ると言う計画の変更でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 65ページの歯科診療所の関係でありますけれども、林歯科医師の奥様も復帰すると言う様な事で浜中歯科診療所の診療時間を今度長くすると要請をして行くと言う話ですけれども、その辺は現実的にどうなるのでしょうか。出来るのであれば期間を決めて新たに募集した方がいいのではないかと思います。ただ今は、現実的に20人くらいしかいないと言う話ですけれども、これにつきましては、月曜日から金曜日まで診療すれば患者は、増えるのではないかと思います。現実的に根室や厚岸、釧路に行ったりする人も中にはいる訳なんです。それがやっぱり霧多布市内に月曜日から金曜日まで診察してもらえるとと言う事になれば町民の利便性が図られるのではないかと思います。それが増やせると言う確証があれば別ですけれども以前、町長から町民の利便を図るためには、月曜日から金曜日診察できる様な状態になってくれればと言う話もしておりましたし、それが原則だと言う話を町長もしていたと私は記憶していますが、やっぱり長年上田先生については、浜中町のために貢献してくれたと言う事で今、急に契約を廃棄したりする事は、出来ないと言う気持ちは十分分かります。それで私が言っているのは、一定期間置いてそれで無理であれば先生の元で雇われて診療するより、一国一城の主として診療を出来る様な意思を求めた方が町民の利便性が高まると言う意味ですから、その辺の考え方が出来るのであれば理事者の方からお答えをいただければと思います。

それから73ページの産業振興資金の貸付金の関係であります。これについては、牛の値段が左右していると私思っていませんでした。これにつきましては、理解しました。以上です。

○9番（川村義春君） 町長。

○町長（松本博君） 歯科診療所の関係ですけれども、この想いは課長も私も同じなんです。この経過の部分で今回、確かに林歯科医師そして、その奥様にあたります先生も

含めまして時間をいただいて一つそこをクリアして次に進むか、それとも林歯科医師の奥様に診療してもらえるのであれば話は違ってきますし、この辺は少し時間をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

4番中山議員。

○4番（中山真一君） 47ページ新庁舎建設準備に要する経費公有財産購入費140万9,000円計上されていますけれども、これの具体的な内容につきまして教えてくださいたいと思います。

それと51ページ地域振興に要する経費の地域振興事業補助45万5,000円とでありますが、これの内訳につきましても教えてくださいたいと思います。

次に産業振興資金の貸付ですけれども、79ページ産業振興資金貸付金682万3,000円当初いくらの予算を予定していてどの様なものをどれだけ予定して残ったものについて教えてくださいたいと思います。同様に商工の産業資金貸付に要する経費につきましても内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 47ページ新庁舎建設整備に要する17節公有財産購入費の土地購入の140万9,000円の部分の内訳ですけれども大きくは、3点の部分で補正をさせていただこうと考えております。まず1つ目が役場建設予定地の裏側、湯沸山の個人の用地こちらは、中山氏が所有している土地ですけれども、ここの部分で5千711㎡の35万1,000円それから同じく庁舎予定地で祥雲寺さんの所有されている土地の部分でございますけれども全体で5万4925㎡ここの部分は、先般から祥雲寺さんのご住職また役員の方と土地の関係で協議させていただいた中で最終的には今の現庁舎周辺の用地と建設予定地の部分との交換それに伴う祥雲寺さんの方へお支払いする対価の差額分20万円を予算措置として見込ませていただいております。これから庁舎横の避難道路の関係で用地の部分を必要としますので、その用地測量を確定した後金額自体を決定されますけれども、20万以内のところ差金と言う部分それと交換の部分での差金と言う事で予算措置20万円で計上させていただきます。

それからもう一つは、避難道路と防災広場ここが当初予定としては、避難道路の他に防災広場と言う部分も後から実施設計の中でもいろいろと進めております。その中で用地として確保しながら整備すると言う事になりましたので、そのゆうゆからアゼチ岬

に係る道路の周辺のところに防災広場と避難道路を建設する予定地のところに国有地がございまして、その部分の用地も改めてそのところが取得を要するという事でありまして面積的なことを申し上げますと2621㎡金額としましてこれは財務省と協議を進めて予算措置しておりますのは、85万円を措置させていただいて議会の議決を得られましたら財務省とその辺の部分の取得のための対価と言う部分で手続を進めさせていただきたいと考えております。この3点を大きく分けてトータルで140万9,000円と言うのが今回の補正額と言う事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 地域振興に要する経費の地域振興事業補助45万5,000円減額の関係でございまして。平成29年度、当初予算182万5,000円予算を計上させていただきました。

内訳としましては仲の浜地区の木道改修工事50万円、茶内の防犯灯50万、新川の防犯灯32万5,000円、その他に年度途中ででてきた場合に50万円と言う事で使途が示されていないもので50万円言う形になってございまして。この事業の実績につきましては、仲の浜、茶内、新川が実施しておりまして、その実績で最終的に45万5,000円減額が生じたと言う事でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） 79ページ産業振興資金貸付けに要する経費で産業振興資金の貸付金682万3,000円の減額の関係でございまして。この貸付金につきましては、漁業協同組合におきまして事前の取りまとめによりまして予算を計上してございまして。当初、浜中漁協さんでは3件390万3,000円散布漁協さんで7件960万円と言う事で合わせまして当初1,350万3,000円の予算計上をさせていただいております。それで実績ですけれども、浜中漁協さんにつきましては、1件の実績で119万円これは、船外機でございまして。

散布漁協さんにつきましては4件で549万円と言う事で、このうち3件は船外機と言う事で474万円、1件が魚群探知器で75万円と言う事でございまして。半減していると言う事ですけれども、申し込み者が漁船リース事業に申し込んでおりまして、それに該当しなかった場合は、この船外機等も購入を取り止めていると言う事がある様で、それで大きく減少したと言うところの様でございまして。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 83ページ産業振興資金貸付に要する経費の関係でございませう。

これにつきましては当初、商工会経由で件の950万円の申し込みがありました。その後3件から取り止めの申し出がありまして40万円の当初申請分の貸付となっております。その後、追加の3件と当初の40万円を合わせまして合計4件で586万円の貸付となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 47ページの土地購入費の件ですが、取付道路それから国有地それと個人の部分については以前から示されておりましたので分かるのですが、祥雲寺の件につきましては、良く解らないのですが20万円と言う事でした。面積的にも広くて安いと言う事ですけども、この辺のお金のやり取りが見えないんです。

当初、我々に説明していただいた時の話では、お金のやり取りは、一切なしで土地の交換だけで終わると言う様な説明だった気がするんです。その辺について国有地と個人の部分は解るのですが、祥雲寺の部分が良く理解できないので、もう一度説明をお願いしていただきたいと思ひます。

それから51ページの地域振興事業補助の中で仲の浜木道50万円とありますが、これは、何年くらいで新年度予算にも30万円とありますけれども、これは何年くらい続けているのか、29年度で何年目なのか、そして今後あと何年くらいやっていかなければならないのか、その辺が分かれば教えていただきたいと思ひます。毎年この様になっている経過につきましても教えていただきたいと思ひます。

それから産業資金の貸付につきまして漁業の方は分かったのですが、商工の方で当初予算4件で950万円、それで3件が中止になったと言う事ですよ。あと残ったのは1件ですか、当初どの様なものに貸付を予定していたのか、取り消しになった理由も教えていただければと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 議員おっしゃられました47ページの土地の購入の件でございますけれども、役場裏の祥雲寺の土地、先ほど私が御説明いたしました役場周辺お寺との間の用地等を含めての部分ですけども、今回の差額分につきましては役場裏の土地の面積、先ほど申し上げましたが雑種地、原野と言う事で面積は大変広いですけども、こちらと役場周辺の宅地と言う事で面積は小さいですけども、そこの積算分でそれ

ぞれの金額につきましては、今現在まだお示し出来ませんがその地目による平米単価の算出によって最終的に20万円以内の差額が生じるだろうと言う事、こちらにつきましては、今、避難用道路の役場の現庁舎を通り突き抜けて行く避難道路の面積、法面ですとかの設計作業中ですので、その部分を町有地として残した形でと言う事でありますので、こちらも含めて最終的には用地の確定をさせていただきながら今言った地目の用途別の平米単価の積算との差額と言う事で押さえていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 83ページの産業振興資金の関係でございます。当初予算につきましては、4件で950万円で内訳ですけれども薬品の分包機500万円、店舗用のエアコン40万円、ガス溶接機50万円、トラック用の洗車機360万円の申し込みがありました。このうち実際に申し込みがあったのは、エアコンの40万円の分でございます。実績、追加で申し込みがありましたのは、店舗用の電話機50万円、階段用の昇降機180万円、水産加工場の冷蔵庫316万円となっております。それと当初の40万円のエアコンを合わせて586万円と言う事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 仲の浜の木道の関係でございます。手元に資料がございませんけれども30年度最終年と言う事で、今の予定になっているのですが実際に何年度からと言う事は資料を持ち合わせておりません。そちらについては、開始の年度だけ後でお知らせさせていただきたいと思っております。場所につきましては、こちらから向かって道道の右側、坂本さん宅から琵琶瀬に向かってと言う事になりますので年間50万円ずつ材料代と言う事で補助していると言う形になりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山真一君） 土地の関係ですけれども祥雲寺との関係については、差額の金額で、これについては確定している訳ではなくて予定だと言う事で理解してよろしいでしょうか、それにつきまして確定ではないと言う事で返事いただければなと思っております。

それから木道の件ですけれども30年度で終わりと言う事で理解してよろしいのかどうか、それから産業資金につきまして先ほど言いましたけれども予定していた貸付がなくなった理由を教えてくださいたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○**総務課長（藤山巧君）** この件につきましては、まだ確定しておりません。

今、実施設計の作業中ですので色々進めておりますが、実施設計の中で今、分筆の作業を進めて面積を確定しようとしております。こちらにつきましては、3月以内に面積を確定して差額の方の支払いの事務手続きをとりたいと考えております。

○**議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

○**企画財政課長（金澤剛君）** 木道の件でございますけれども現在30年度までと言う事で抑えております。

○**議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

○**商工観光課長（戸井洋典君）** 答弁漏れがございました。申し訳ございませんでした。薬品分包機500万円これは導入の見送りで中止したと伺っております。

それとガスの溶接機50万円につきましては、補助金が当て込まれたと言う事で取り消しとなっております。トラックの洗車機360万円につきましても、導入の見送りで取り下げと言う事で伺っております。以上でございます。

○**議長（波岡玄智君）** 3番鈴木議員。

○**3番（鈴木誠君）** 3点ほど質問します。まず歳入ですけれども、風力発電非常電力売電収入が350万円減額となっております。この要因について御説明願います。

それから63ページへき地保育所運用に要する経費の修繕料ですけれども、これにつきましては、油漏れの修繕と言うふうな説明でありましたけれども、この詳細について説明願います。

次に65ページ医師退職報償金これの算出基準について説明願います。以上です。

○**議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

○**商工観光課長（戸井洋典君）** 39ページの風力発電の減額関係でございますが、昨年の1月に故障いたしまして、復帰が5月の27日までかかっております。電力の安定化装置の故障で5月26日復帰と言う事で2ヵ月間この分の収入が見込めない状態となっております。

それと昨年の12月末の強風その対策としまして、メンテの業者に確認したところ、復帰は出来るのですがエラーがでておりましたので確認するまで2週間程度止めておいて下さいと言う事でしたので、お正月をはさんでおりましたので2週間程度止めております。4月、5月この1月の関係でこの様な減額補正となっております。

○**議長（波岡玄智君）** 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 63ページのへき地保育所の修繕料、姉別保育所の油漏れについて御説明させていただきます。油漏れの発生は、2月1日におきました姉別保育所に連絡がありまして灯油タンクの灯油が減っていると言う事で現場に行きましたところ既に業者も来ていました。給油の停止処置を行いました。

内容としましては、灯油タンクから保育所のストーブまで配管が外側を通っております配管の繋ぎ目部分から灯油が漏れておりました。対応としましては、すぐに灯油を止めていただきまして灯油漏れが発生した箇所を消防に通報いたしまして中和剤を散布しました。その後、その箇所を1.5メートルから2メートルくらい掘りました。汚染された土、油漏れのある所から匂いが無いところまで中和剤を散布して対応しました。掘った時点で近くに図面上では、水道管があるのではないかと言う事だったのですが、灯油が漏れたところからは、水道管が離れた箇所がありましたので、匂いはしませんでしたので、水道管は汚染されていないと言う事でしたので、掘ったものに中和剤を散布して入れたと言う処理の仕方を行っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 65ページの医師退職金の算定方法についてお答えいたします。

まず委託医師の退職と言う事で今までもこの様な計算方法をしておりましてけれども上田先生につきましては、41年9ヵ月の間委託医師としてお願いをしておりました。それで1年目から5年目を75万円その後5年を増すごとに50万円ずつ増えていきますので、6年目から10年目が125万円11年目から15年目が175万円と言う事でずっと50万円ずつプラスになっていきます。それで半端の41年9ヵ月までと言うのが36年から40年目この計算でいきますと425万円になるのですが、41年の1年とそれから9ヵ月までと言うのが次の475万円になりますのでこの5年間の60ヵ月×9ヵ月と最終的に端数を計算します。最初の1年から5年が75万円5年を増すごとにプラス50万円ずつたしていきます。それで最終の端数は、その額÷月数×何ヵ月と言う事でたして行きます。それでだした金額が今回、2,071万2,500円と言う事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 保育所の油漏れの関係ですけれども、つなぎ目の破損と言うふうに理解したんですけれども、その原因は、劣化によるものなのか、あるいは何かの衝撃

によって出来たものなのか、これまでの点検の中で見つける事が出来なかったと言う事で油漏れが発生したと思いますけれども、それによる灯油の流出量はどの程度捉えているのか教えていただきたいと思います。

それから今の医師報酬の関係ですけれども何か難しい計算があるみたいですので、こちらに関しましては、私も勉強不足ですけれども何か規定と言うものがどこにあるのか、こちらについて教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 配管の繋ぎ目の脱落は、どのような要因だったと言うご質問についてお答えいたします。

凍結して破損したのではないかと業者の方が言われておりました。

それと漏れた灯油の量につきましては、500リットル前後だと聞いております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 医師の退職金の規則などは特に定めておりません。今までの前例で最初にだされた担当などが協議して方法を定めたと思うのですが、その前年に倣ってと言う事で今までだされていると思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 灯油漏れの関係500リッター前後と言いましたけれども、このタンクは490リットルしか入らないと思うのですが、その辺もし違っているのであれば訂正して下さい。それと医師の報酬の問題ですけれども私としては、理解できないんです。何かの規定に基づいてでないとかこの様な事は、前例に従ってと言う事でしたけれども、誰がこの規定を作ったか分からないと言う事では町民の血税をこの様な形で支出するんですか次年度予算にも同様なものがありますけれども、それも同じ様な方法で算出されたのかなと言う事に理解出来るのですけれども私は、この様なしっかりした規定根拠がないのにこれまでの前例に従ってと言う様な事は大きな問題だと思うんですよ。これに関しましては、理事者に答弁願います。私は、この事に関しましては納得できません。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 説明に漏れがありました。申し訳ありません。

灯油タンクは、2つ並んでいました。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 道下医師が退職した際、その時は町職員であったと思われま。その時に在職された年数から退職金としては、この程度が望ましいのではと
言う事でこの退職金の関係につきましては、道下医師準じて計算した言う事として、
基準は、特にありません。以前に歯科医師の呉先生と言う方がいらっしゃいましたけれ
ども、その先生の時にもこの計算方法で実施して退職金を支払っております。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今、福祉保健課長が申し上げたとおり過去の歯科医師そして道
下医師も含めこの様な事で基準を作りまして支払ってきました。ただ議員おっしゃる様
にそれを町民の方に説明するためにある程度規則に底上げしてと言う事は御指摘のと
おり、筋であろうと今思っております。現場としては、その時によりルールは変えてお
りませんが、過去と同じ方法でと言う事でやっておりました。その基準が事務決
裁で留まっていると言う事で、規則で医師に対する退職報奨金を定める、それを住民に
知らしめると言う事については、やはり開かれた行政としては、必要な事だと思ってい
ます。この説明があれば理解できると思いました。

この度の提案については、今までの流れでやったと言う事については、今後この基準を
オープンにして規定に底上げしてどの様な基準にするかも含めて、基準そのものは変わ
っていないと思っておりますけれどもその辺も含めて検討して規則と言う形で交付したいと
思います。

○3番（鈴木誠君） 納得できません。

○議長（波岡玄智君） 納得できないと言う事ですけれども、今の状態が確かに不健全
である、ですけれども、前例に踏襲して今回やったと言う事でその前例が文章化された
ものではないと言う事ですので今、副町長の答弁では今後、町民に解る様に対応してい
き検討すると言う事での答弁です。納得は、出来ませんが、この際暫時休憩しま
す。

(休憩 午後3時16分)

(再開 午後3時45分)

○議長（波岡玄智君） 引き続き会議を開きます。

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第9号の質疑を続けます。

7番三上委員。

○7番（三上浅雄君） 63ページタンクの油漏れがありましたけれども、私が議員に

なって1年目の年に2,800リットルもの油漏れがあつてマニュアル化したらどうかと言う事でマニュアル点検をする事になっているかと思いますが、昨年度は、斎場で同じ様な灯油漏れがありました。先ほど保育所長の答弁でありましたけれども、しばれ上がりと言う現象は、あります。500リットル灯油漏れが発見されたと言う事ですけれども、500リットルもの灯油が漏れたいた場合、匂いがすると思うのですが、発見された時、匂いで気づいたのか、それともストーブの暖房設備に点火した時点で気づいたのか、その辺を詳しく教えてほしいと思います。

もう1点は、先ほど茶内歯科診療所の上田先生の退職金ですけれども、普通は、職員は退職金規定、役員は慰労金規定と色々と規定の決まりがあるんです。今回の上田歯科医師の規定は職員ではなく委託開業医先ほどの説明で聞きますと道下先生そして台湾の呉先生の前例を基に退職金を支払ったと言う事で上田歯科医師は41年間と言う事ですけれども、この計算式は、あるんですね、例えば分母が給料で100分の何×年数この様な感じで計算しているんです。それと歯科医師と道下先生それからこの度の麻生先生のおかれている立場や扱いに違いはないですよ。その辺も含めた中でお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 63ページの灯油漏れが発見された経緯についてお答えいたします。保育所では、マニュアルに沿って毎月1回点検を行っています。1月29日に担当の保育士が出勤した時に灯油タンクのそろそろ灯油を入れる時期だったので灯油タンクの残量を確認した時に灯油漏れを確認しています。残りは少量であったと言う事で確認して灯油をいれなければならないと思っていた様です。その時、灯油をいれる事を忘れてしまい1月31日に出勤すると灯油がなくなっていてストーブが点火していなかった状態でしたのですぐその日のうちに灯油を入れました。その後、部屋の全てのストーブも消える事がなく正常についていました。そして翌2月1日に1箇所のストーブが点火していないと言う事で業者の方に連絡をしてストーブの点検等を行っていただきところ外回りを確認したところ入れたばかりの灯油が半分減っていましたので点検したところ灯油漏れが発覚いたしました。こちら、すぐかけつけましたが冬期間のためか灯油の匂いはしませんでした。業者の方にも確認しましたところ気温が低い時は、灯油漏れがあつても匂いがしないと言う事を言っていました。これは、灯油の匂いで気づいたのではなくて保育士が定期的に灯油タンクを目盛を確認していた事、ま

た灯油タンクを満タンに入れていたにも関わらずストーブが点火していないと言う事で気づいた事でした。この様な事があったと言う事で各保育所には、最低でも週1回、月曜日の朝に灯油タンクを確認すると言う事で対応しております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 医師の退職金についての御質問にお答えいたします。

まず医師の退職金を報奨金としてお支払いすると言う規定の決まり事としては、浜中町立診療所診療委託医師及び嘱託医師処遇改善準備基金条例と言うものがございまして、第5条に次の各号に該当する場合に限り資金の全部または一部を処分することが出来るとなっておりまして町立診療所診療委託医師及び嘱託医師の処遇改善の財源に充てるときと言うふうに決まりがあります。それで

今回の上田歯科医師は、委託医師にあたります麻生医師も委託医師にあたります。

道下医師ですけれども、嘱託医師でございました。委託医師の期間もあつたんですけれども嘱託医師としても何年間か勤めておられましたので、その継続年数で計算をしております。計算方法としましては、この条例の中に、この条例に定めるもの除くほか金融の管理運用について必要な事項は町長が別に定めとなっておりますので、その中で先ほどの計算方法というものでずっと支払いをしておりました。それと麻生医師と上田歯科医師の立場の違いにつきましては、委託医師としての違いはないのですが、医師と歯科医師と言う形で、医師の場合は、1.35倍と言う内部規定となっておりますので年数の金額に1.35倍に医師の場合しておりますので少し割高になるかなというふうに思います。

上田歯科医師と麻生先生その計算方法で計算をするものでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○7番（三上浅雄君） 保育所につきましては、この様な経緯の中でマニュアルも活かされて前日に入れた灯油が偶然、不具合が次の日におきて点火しない状態で発見に至ったと言う事でした。これからは1週間に1回点検をさせると言う事でした。ただ、しばれ上がりの現象は避けられないのですが、この修理などは業者の方に任せましてこれからは、この様な事がないと言う事で理解してよろしいでしょうか。

あとは、65ページの件ですけれども、これは、町長の権限で内部規定の計算式があると言う事ですね、その公表と言うのは、できないんですか。医師と歯科医師との退職金の計算方式の違い、歯科医師の1.35倍が医師、当然計算式があつて41年9

ヵ月、33年何ヵ月がかけられてこの数字になっていると思うんですけども、それは、内規としてあると言う事ですよ、その公表は、できないと言う事ですか、この様な計算式で何年かけてこの金額になりましたと言う事ですよ、計算式がきちんとあるはずなんです。産業団体でも退職金制度は当然ありますし、慰労金の制度もあって内部の規定もあるんですよ、かける勤続年数で計算されてでてるんです。当然、報酬もそこに反映するわけなんです。この様に計算する式があるはずなんです。この計算方式は内規にあると言う事で理解してもいいんですか、あるのであればこの様な計算式でこの様な数字がでましたと言う事を公表できるのであればわかるのですが、先ほど同僚議員も尋ねたのは、どの様な計算式でどの様な方式でこの金額になったのかと言うふうに尋ねたと思うんです。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 計算式はございます。それを公表すると言う事であれば出来ます。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○7番（三上浅雄君） 公表ができるのであれば今議会中に議長にお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君）

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 数点お尋ねしたいと思います。

歳出の45ページの財政事務に要する経費の償還金、震災復興特別交付税返還金876万3,000円についてですけども午前中ですけども、この震災特別交付税の名称が解らなかったので教えていただきたいと思います。

それと復興特別交付税が、交付された額それと先ほど27年度からの陸閘によって交付されたと言うお話でしたけれども、それも含めて時期と額、今回補正で償還するに至った経緯等を説明いただきたいと思います。

それと47ページのその他一般行政に要する経費のふるさと納税積立金1億円ですけども、この基金条例をつくる際に用途別に細分化すると言う事でしたので、29年度のふるさと納税ですから項目別に細分化されているのかも含めてされているのであれば項目別の残高かなと思うのですが、その例えば産業振興にいくら積んで給付関係にいくら積むと言うものが解るのであれば示していただきたいと思います。

それとこの基金を財源として新年度30年度に予定している事業等は何なのか金額も含めて、説明いただきたいと思います。

それと51ページ町有施設管理に要する経費浜中町公共施設の長寿命化計画策定業務委託料の執行残44万3,000円ですけれども、これは昨年9月補正で委託料83万8,000円で業務委託したものだと思っております。それでこの納期が確か3月19日だったかなと記憶しておりますが成果品が納入になったのか、それと教育関連施設、公共施設関連施設を分けた形で計画が個別にされると言うお話だったので、この成果品等について説明いただければと思いますし、内容を示していただきたいなと思っておりますけれども、その点について伺っておきます。

それと53ページ職員厚生に要する経費の償還金45万8,000円これは先ほどの説明では、職員住宅の算定ミスと言う説明だったかなと思うんですけれども、これについては、何件分の算定ミスがあったのか、これについては、ひと月いくらとか、その金額が算定ミスだったのか、それとも積算する中でミスがあったのかについて件数等も含めて説明いただきたいと思います。

それと69ページ母子保健に要する経費の委託料乳幼児健診等委託料200万円の減額補正であります。これは、日赤に依頼する健診委託料の他に昨年新規事業で国費50%補助の妊娠出産包括支援事業を本町も行うと言う事でマタニティーアイに委託をすると言う事で産前産後サポート事業とケア事業それぞれ108万円と185万4,000円が予算計上されました。その時の新事業で増えた額が300万程度だったかなと記憶しております。その中で200万円の減額と言う事ありますので、この新規事業の実績、例えばサポート事業が何件で、合計何件と言う様に教えていただきたいと思っております。

それと73ページの新規就農者育成対策に要する経費ですけれども先ほど同僚議員からもありました青年就農給付金事業補助と言う事で理解したのですが、先ほど新年度予算ではないと言うふうになっていましたけれども、この新年度で名称が変わっているんですよ、単純に名称変更だけなのか、それとも中身等も新年度から変わったものなのか、交付要綱が緩和されればいいのかと言う思いもありますので、その辺を教えてくださいたいと思います。

それと77ページ有害鳥獣被害対策に要する経費36万円これは狩猟免許取得に關しての補助で1人分と言う事での説明でありました。当初予算の36万円を合わせると

新たに取得したのかなと捉えているのですが、この制度ができてから新たに狩猟免許を取得された方この制度は2年くらい前からの制度だと思うのですが、この制度を利用した方の免許取得した人数できれば取得した方の年代も教えていただきたいと思います。

それとこれは猟友会の会員の高齢化等に対処しての制度かなと理解しているのですが、現在の猟友会員の年代構成20代また70代の現役の方もおられると思いますけれども、20代から70代まで何名というふうに教えていただきたいと思います。

それと99ページその他の高校に要する経費以の委託料で学習支援クラウドサービス委託料3万5,000円の減額補正であります。これは、当初38万9,000円で新たに導入した事業というふうに理解していますけれども、これはネットの動画配信によって事業を受けると言うふうに理解をしております。それでこの若い世代ですから当然この紙ベースよりも動画で取り組んだ方がいいのかなと言う想いもありますので、生徒たちの授業による反応及び今回の38万9,000円から3万5,000円を引きますけれども、この執行した予算の中でどれくらいの実績があったのかも含めて伺っておきます。

それと103ページ給食センターに要する経費の中身については、先ほど同僚議員からの話で理解しております。ただこの旧学校給食センターを解体する財源が学校施設環境改善交付金の2,324万7,000円を基にしてこの事業が行われるのだと思いますけれども、この交付金の制度は、学校給食センターは、人目につかない所で離れてある中で今回この新給食センターが完成するに合わせて直ちに解体するという事、これに関して異論はありませんけれども、優先順位としてもう少し町の中にある教員住宅これは老朽化して景観にも妨げがある様な住宅がある中で、そちらを先に壊さずにこの旧給食センターを急いで壊さなければならなかった理由があれば伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 議案45ページ震災復興特別交付税返還金876万3,000円こちらについて御説明申し上げます。

震災復興特別交付税については、通常の特別交付税とは国の予算が別でございます。この特別交付税につきましては、補足説明でも申し上げましたとおり海岸陸開改良事業に措置されたものでございます。事業費の2分の1は国庫補助、社会資本整備総合交付金で、国庫補助の残りの2分の1プラス事務費相当分と言う事で特別交付税措置と言うこ

とになります。国庫補助についても国の復興予算と言う事で通常の国庫補助ではなくて復興に係る部分で特別に予算措置されたものと言う事でございます。

陸閘の事業につきましては、平成24年度から26年度までと言う事で予算措置しまして繰越明許費を活用しながら実施しております。最初の2年間につきましては、申請額に対して申請どおりの事業実績と言う事になりますので返さなくてもいいと言う形になりますけれども、契約して執行残ができれば翌年予定していたものを前倒して100%事業を実施すると言う形で最初の2年間実施してございます。最終年の3年目ですけれども、これで事業が全部完了しますので契約執行残と言う形で残ってしまうと言う形になるわけなんですけれども、最終年、平成26年度に特別交付税は措置されておりますけれども、事業の実施は繰越明許費を活用しまして27年度の実行になっております。特別交付税につきましては26年度のうちに概算の様な形で5,406万円で交付されたと言う形になっております。

内訳につきましては、工事費等で1億200万円、その2分の1プラス事務費分と言う形で5,406万円と言う事になります。実際に1億200万円の事業費が8,530万円ほどに実績として下がっております。その下がった分の2分の1プラス事務費分相当分と言う事で今回の876万3,000円返すと言う形になります。通常は、翌年度に措置される額から相殺されると言う形になるわけなんですけれども震災復興特別交付税につきましては、この年度をもちまして本町に対する交付はなくなります。そして相殺する作業が可能ではなくなりますので、歳出予算に計上して精算行為で返さなければいけないと言う形になりますので御理解いただきたいと思っております。

次にふるさと納税の財源の内訳の関係でございまして、当初予算の説明の時に補足説明の中で触れさせていただき予定でありましたけれども、議案関係資料70ページに平成30年度ふるさと納税基金繰入金から財源充当内訳と言う資料を1枚添付させていただいております。これは、あくまでも当初予算の編成時期の1月末の実績に基づいて算定しているものでございます。その時にありました寄附額、それぞれ用途を示しておりますので漁業の振興や農業振興あるいは、教育文化と言う形でそれぞれ全体の寄附額を割り振りしております。更にそれに基づきまして今年度、何の事業にどれだけ基金繰入金で充当すると言う形になっております。事業数が相当多いものですから、一つずつは、申し上げられませんが、水産関係全部で941万5,000円を充当すると言う事、寄附額が当時1月末で2,423万4,000円ありますので残った分については、

積み残しと言う事で今後の事業に充当。農業につきましては、828万6,000円の寄附がありますので、その部分について全額を特定財源として充て込んでおります。また、その他産業振興と言う事では、商工費に239万6,000円充てておりますし自然環境及び地域景観と言う事で1,324万1,000円充てております。また、医療福祉に1,228万円、教育には1,344万9,000円と言う事で充てさせていただいておりますし、その指定のないものにつきましては、ふるさと納税返戻品等に充てさせていただくと言う予定で当初予算を組んでいると言う形になっておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 51ページの町有施設管理に要する経費の委託料、浜中町公共施設長寿命化計画策定業務の関係でございます。

議員先ほどの3月19日と言う話でございましたけれども、最終的に成果品の納期が3月26日にこちらの方にいただく事になっております。まだ手元の方には最終的な成果品という形のもの、届いておりません。今現在の状況と言う事で申し上げますと公共施設の対象施設と言う事で計画の中に盛り込んでいる部分の件数で申し上げたいと思うのですが、各地区集会施設などにつきましても28地区この計画で将来どの様にしていくかについては、最終的な成果品をもらうと言う事になっております。

公共施設につきましては15施設、学校体育館もあります。

それからスポーツ施設の社会教育施設の部分ですけれども、こちらにつきましては、7施設と言う事で計画の方を成果品としていただく事になっております。それぞれ各施設の方に管理棟や色々な建物がありますので実際のところの管理計画としての件数は、この施設以外に附帯する施設この様な部分も管理計画の中に盛り込まれてくると言う様な事で御理解いただきたいと思います。

それから、その結果の部分につきましては、こちらの方にいただき検査、検定を行い、その内容の状況を考えて行きたいと思っております。

それから53ページ職員厚生に要する経費の償還金利子及び割引料の過誤納付金の返還金45万8000円この部分の件数でありますけれども、実際、該当する件数で言いますと16戸の職員住宅でございました。具体的な内容ですけれども職員住宅の月額住宅料を算出する時にその職員住宅を建てた年数それから面積と面積規模に応じて基本的な職員住宅料の額を建設当時で設定させていただいているものにその後の経過年

数に応じて減額するという計算の措置がございまして建物を建ててから5年ごとに見直して減額して経年経過によるところの木造非木造の内訳は、種類としてありますけれども、その減額の措置を講じる額と基本となる額を差し引いたのが実際にいただく職員住宅の住宅料と言う事になってございます。その部分の判明したところが平成26年から平成29年にかけての分の算定の見直しが一部計算から外れていたところが判明したので今回、再計算して予算措置させていただきました。大体1戸あたり月額にして1,200円から1,400円くらいが月当たりの算定の見直し前と後での差額がございまして。その26年から29年分を計算するとこの予算措置させてもらっている45万8,000円、年度で申し上げますと26年度につきましては、8戸分で13万1,600円。

それから27年度につきましては8戸分で13万4,400円。

28年度につきましては12で19万2000円と言う数字がそれぞれの該当戸数の計算上で今言った戸数は、それぞれ引き続き入居されていると言う事もありますので、だいたいの戸数になりますけれども、計算して差額を予算措置として計上させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 69ページの母子保健に要する経費、委託料の乳幼児健診等委託料の減額について御説明を申し上げます。

この減額につきましては、議員おっしゃられるとおり妊娠出産包括支援事業の残額と委託料の残額それと妊娠届の数が少なかったと言う事でその分が減額となっております。実績の数字ですけれども、まず産前産後サポート事業につきましては14名の利用がございました。産前ケアのショートステイは3名の実績がございました。

それと産後の宿泊事業については、7名の実績がございました。この実績につきましては、2月分の請求がまだきておりませんので1月末の数字となっております。

それと妊婦健診につきましては、50名程度の予定をしておりましたけれども今年度2月末で38名の妊娠届となっておりますので、その分についても100万円程度の減額となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 73ページ新規就農者育成対策に要する経費の青年就農給付金事業補助についてご質問であります、平成30年度より、この制度につきまして

は、農業次世代交付金制度に名称が変更となりますが基本的な交付要件につきましては、ほぼ同率の交付要件は変わらないと言う事で、議員ご質問があったとおり交付の要件が若干緩和になるのかなと言う期待もしておりましたが、基本的に所得要件それから経営開始ほど様々な要件がつけられているのですが、基本的には変わっておりません。ただ名称変更に伴うものと捉えていただいて結構かと思えます。

それと2点目の77ページ有害鳥獣被害対策経費の浜中町狩猟免許等助成金の関係であります。

この度、当初1名で予算措置しておりましたが今回3月に新たに取得する方が1名いると言う事でこの1名分の追加となります。それで御質問のあった内容ですが本制度は平成28年度からスタートいたしまして平成28年度の実績としましては3名の方がこの制度の活用を図っております。

それから年代ですけれども、この28年度の3名のうち20代が1名それから30代の方が2名の計3名となっております。

また平成29年度につきましては、当初1名それから今回の補正1名を合わせまして2名ですが、30代の方が1名、40代の方が1名と言う事で年齢構成されております。

それから浜中町猟友会浜中分会の状況でございますが平成28年度末現在で会員数23名ございますが、この度この2名につきましても猟友会に加入と言う手続を今踏んでおります。最終的には、この方2名が追加になった後には25名体制で猟友会の体制が出来上がると思えます。年齢構成の資料は本日持っておりませんので、また改めて提出させていただければと思えます。

それから、この猟友会の23名の内訳でございますが、地区でいきますと熊牛・姉別地区で7名、茶内・霧多布地区で16名計23名の内訳となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） 99ページの高校に要する経費で学習支援クラウドサービス委託料について授業時の生徒の反応と実績のご質問でお答えいたします。

今回3万5,000円の減額につきましては、当初100名で見込んでおまして実際は91名分で3,888円それで35万4,000円になりますのでその分の減額となっております。

それと生徒の授業の反応と言う事ですけれども、これにつきましては各教科の難易度別の問題などもありまして生徒が家に帰ってからもスマートフォンで学習する事が出

来ると言う様な事で生徒たちに好評だと言う事で学校から聞いております。また実績につきましましては、常に例えば学校からのアンケートなども生徒が家に帰ってから出来ると言う事で、帰宅してから学習に使えると言うでした。例えば臨時休校の時などにもこちらを使って連絡できる毎日先生とのやり取りこの様な中で使っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（工藤吉治君） 旧学校給食センター解体工事のご質問ですけれども旧給食センターを解体する前にまだ古い建物の方を先に解体が出来ないのかと言う質問についてお答えいたします。

この改善交付金の事業につきましましては、一連の事業として考えて下さい。要するに学校給食センターを改築して今までの古い建物については、解体する事も含めて国で補助すると言う事業でありますし、例をだしますと閉校になった校舎が古くなって使用しなくなったため解体したいと言う事で、この事業に申請しても受け付けてくれません。もし古い校舎を解体すると言う事になれば単独の予算で解体すると言う事になります。

この給食センターの解体工事につきましましては、新しい給食センター建設したと言う事で国から補助事業と言う事で捉えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 再質問しない場合は、了解したとさせていただきたいと思えます。

47ページのふるさと納税基金につきましましては、各項目別に積まれているこの基金の金額と事業にもよると思いますが、極力必要があれば単年度で利用して事業を進めて行く方向性でいくのか、例えば産業振興、学校施設もですけれども例えば今現在、基金がこれしかなくてやりたい事業については、もう少し金額がかかるという場合には、別な財源が見込めるのであればこの基金を投入して、その事業を進めると言う方向でいくのか、それとも基金にある残高の中で事業を進めると言う方向でいくのか、その今後の方向性についてだけ伺っておきたいと思えます。

それと51ページ町有施設管理に要する経費の長寿命化計画の委託料の減額で納入が3月26日になったと言う事でその後、その内容等については説明をいただけると思う答弁だったかなと思えます。この計画を策定することで公共施設等適正管理推進事業債と言う起債が起こせると言う説明だったと思っております。新年度予算では、熊牛コ

ミセンに事業債を充てた中で進める、そして先般、説明があった温水プールに関しても、この起債を利用して改修が進められるというふうに理解していますけれども、この適正管理事業債の中には、この起債対象になると言う要項があったのかなと思っているのですが、先ほどの給食センターとも関係するんですけれども、この解体に対するものが今現在どの様なものが考えられるのかも含めてお聞きしておきます。

それと99ページ学習クラウドですけれども先ほどの答弁では、子供たちには、好評な様であります。高校から家に帰って復習できるという面では、今まで仮にゲームをやっていた時間を少し学習の方に充てようかなと思う事もあるかもしれないので、もし方向性があるのであればこの制度を高校だけではなく中学校でも活用できないのか、その点について伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ふるさと納税基金の今後の計画についてお答え申し上げます。ふるさと納税基金は、総務課の関係ですけれども、財源措置につきましては、財政サイドと言う事でお答えさせていただきますけれども、予算編成時点で約9,000万円で、ほぼ財源充当させていただいて漁業の振興に関する部分につきましては、積み残しがあるという形になってございます。これまでふるさと納税は、この様な形でありませんでしたので平成29年度までにつきましては、この事業は一般財源もしくは過疎ソフトをどう充当する、当然過疎ソフトについても枠がありますので、こちらの分で見ると別な分で過疎ソフトが充当できないと言う様な事がありまして財源の関係で非常に厳しいと言う様な事もありますので、なるべく使えるものは、使っていきたいと言う事でこの様な予算措置になっております。ただし、漁業の振興に関する部分では、積み残しがありますので、この様なものにつきましては今後、大型事業が水産関係で予定されるという事になりましたら当然そちらの方に向けてと言う事も考えております。ただ、その年度ごとでどれだけ財源に余裕があるのかと言う事も考えなければいけませんので、確かな事は申し上げられませんが、なるべく基金を活用して財源措置させていただきたいと考えております。

それと公共施設長寿命化策定の関係ですけれども、解体の方についても起債が充当されるのではないかとごさいますけれども議員おっしゃるとおりでございます。計画に基づく施設の解体、こちらについても起債は充当する事は可能であります。ただし除却については、起債充当することは可能ですけれども交付税算入はないと言う事に

なります。今まで除却と言うのは、施設がなくなりますので、これに後年度負担が生じると言う事で起債の充当はございませんでした。ただし今回の制度によって起債充当することは可能だと言う事ですけれども施設がないものに負担すると言う形になりますので、そう言ったものについては、交付税算入はないと言う形になりますので、制度上はありますけれども、よほどの事がない限り解体には、この起債を活用しないで済む様に財政運営させていただきたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） 学習支援クラウドサービス委託料の関係でございます。

これにつきましては、道立高校では、公務支援システムと言う同じ様な事をやっておりますけれども、うちの場合は、スマートフォン、タブレット、パソコンを使って家庭で出来ると言う事がクラッシュと言うんですけれども、これの特徴なんです。それで中学生でとなると当然、持ってない子もいますので、中学生では無理なのかなと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今のクラウドサービスですけれども、高校生だとほぼスマートフォンは持っているだろうし中には、パソコンも持っている人もおられるので、この利用が可能ですが中学生と言う事では、持っている子と持っていない子の差が生じるから中学校でのサービスを避けたいと言う事なのかなと捉えたんですけれども、基本利用料は、無料だと言う説明でしたよね、要するに委託サービスを中学校までまた同じくらいの予算措置が必要になるのかもしれませんが、スマートフォン、パソコン等を持っている方は、多いのかなと思われましてけれども親のものでも可能だと思いますので、要するに学習に対する意欲その改善が図れるのであればそれは考えるべきだと言う意味で質問していますので、不公平が生じる事もあるかもしれません。意欲改善の意味で検討する予知はあるのではないかと言う想いで聞いておりますので、この想いに対する答弁を最後にいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） ただ今の質問ですけれども、高校生の場合は、ほとんどの子が携帯電話を持っております。それで中学生となると全員が携帯電話を持っている子はいないのかなと思いますし、中学生でクラウドサービスを始めると言う事につきましては、今後協議していきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育行政全般に係るこれからの浜中町の教育に関わる様な問題も絡んでいますので教育行政の責任者である教育長が答弁ください。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） クラウドサービスいわゆる雲の上にあるシステムそこにアクセスをかけて色々なデータをとりに行く、この様なシステムです。

自分も実際、日程管理などは、クラウド使ってやっております。自宅で日程を管理して、それが端末の iPhone にも接続される、また、その逆も出来ると言うシステムです。ですから、この様な機器を持っていなければ出来ないと言う事になります。

高校生は、iPhone を全員持っています。中学生は、全員が iPhone を持っている子は、いませんのでクラウドを使て行うと言う事は現段階では、できません。ただ、それをもう少し普及させるとなれば各家庭で保護者が持っているパソコンを使う事は、出来るかもしれませんけれども、ただ普及しようと言う考えは、今の段階では思っておりません。

○議長（波岡玄智君） 6 番成田議員

○6 番（成田良雄君） 4 項目、質問させていただきます。33 ページ個人番号カード交付事業について 88 万円ほどされていますけれども、その理由を教えてくださいと思います。また個人番号カードにつきましても最初の予算の交付予定は、何件を予定していて現在、交付されている件数は何件なのか、それを合わせて質問したいと思います。

それから 45 ページ電算システム運用に要する経費の道自治体情報システム協議会負担金これにつきましては、コンビニ収納の負担金と言う事で説明されました 122 万 5,000 円増ですけれども、今年度からコンビニ収納が始まりましたけれども、全体の件数の何%を占めているのか、その増の理由と現在の件数を示してもらいたいと思います。

それと国直轄港湾整備事業管理者負担金約 5,200 万円ほど減額されていますけれども当初、計画されていた事業がこれだけ減額されていますが、どの部分が事業としてされなかったのか、その点を詳しく説明願いたいと思います。

最後に 93 ページこれにつきましては 1 番議員も質問されましたけれどもこれは、2 ヶ月前に支給されるという事でたぶん今年度から開始今までは、6 月に支給されていたと思いますけれども、全国的にもまだ、入学前に支給を検討されていると言うところが

40%しかありません。その中に浜中町も今回、希望者に対して支給されるという事で先ほど課長が答弁されましたけれども、これは全対象者に周知しているのか、できれば全対象者に事前に支給するのが理想かなと思いますけれども、今年度から入学前に支給する事になりましたと言う周知はどうか、その点を答弁願いたいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 33ページ歳入での個人番号負担システム構築事業補助それから個人番号カード交付事業費補助の部分の歳入の減額の部分でございますけれども、これにつきましては、マイナンバー制度のシステムの整備分として厚生労働省の方から交付される金額の部分ですけれどもこれについての最終的に改修費用として確定したのが48万6,000円と言う改修費用でそれに対する厚労省からの3分の2の48万6,000円がシステムの費用としてかからなかった部分で、それに対する厚生労働省の方からも3分の2に値する2万4,000円を交付される中から減額されていると言う事で歳入の部分では厚労省分の減額補正と言う事になってございます。

それから、その下の個人番号カード交付事業補助この部分につきましては、国からの10分の10の補助でございますけれども、歳出の45ページの中段に電算システムに要する経費の負担金補助及び交付金の1番下の欄ですが地方公共団体情報システム機構負担金この部分の実績が当初199万7,000円と言う事で計上させていただいておりましたが、実績として144万3,000円が機構への負担金と言う事になりました。これで国の方からは、10分の10の交付をいただくと言う事になっておりますので、その部分が歳出で55万4,000円を減額措置して歳入33ページで同額を実績に応じて減額されていると言う事での補正になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 45ページの道自治体情報システム協議会負担金の関係でコンビニ収納に対するシステムの改修ですけれども29年度から4税プラス後期保険料、介護保険料の6種目について実施しております。30年度からは、それに加えて住宅使用料、保育料、水道料等を今行う予定で進めております。実績ですけれども、毎月変わってございますけれども、今現在では、約8%程度になっています。30年度から水道料や保育料が入ってきますし、もう少し上がってくるのかなと期待しておりますけれども思ったよりもコンビニ収納に関しましては、相当な数が入ってきております。データも毎日送られてきておりますし、かなり入ってきております。。これで町の公共料金が

ほとんど支払える様になりますので30年度からは、ある程度進むのではないのかなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） 81ページの港湾整備事業に要する経費の国直轄港湾整備事業管理者負担金5,187万9,000円の減額の関係でございます。

これにつきましては、当初の計上でございますけれども事業費で3億円、管理者負担金で6,700万円と言う事でございます。この内訳でございますけれども琵琶瀬湾、用地護岸改修この事業費が1億2,000万円で管理者負担金が3分の1で4,000万円と言う事それとマイナス2.5メートル用地護岸改修これが事業費1億8,000万円管理者負担金15%で2,700万円合わせて6,700万円の負担金と言う事で当初計上させていただいておりますけれども、実際、事業実績と言う事では、両方を合わせまして7,000万円の事業となっている事、こちらの方の内訳は、琵琶瀬湾用地護岸改修につきましては、事業費2,700万円で3分の1の管理者負担で900万円それとマイナス2.5メートル用地護岸改修こちらの事業費が4,300万円で管理者負担金15%で645万円と言う事で合わせますと7,000万円の管理者負担金1,545万円と言う形になってございます。また、この様な予算計上になっていると言う事につきましては、この国直轄事業と言う事で国の事業でございます。これは、国の事業で予算を確保しなければならないと言う事で開発局との間で予算要求の調整会議というものがございまして最初に管理者である浜中町と所管しております開発局の港湾事務所こちらと協議を行ってそれを釧路開発建設部の方で調整をかけて、その後、札幌で調整をかけ最終的には東京の方に要求して行くと言う事になりまして予算を要求する場合、管理者として負担金を十分用意していると言うところを示さなければならないと言う事でございますので、実際は、予算が要求どおりついておりませんが、管理者として予算を求めて行くと言う意味で当初を予算計上させていただいていると言うところがございます。それで、この様な状況もございまして、近年やはり非常に要求額と実際の事業額が大きく乖離していると言う事もございまして新年度につきましては、開発局との協議の中では、事業費を1億5,600万円程度で管理者負担金3,000万円程度と言う事で予算計上をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 扶助費についての入学前支給のご質問でありますけれども、

教育委員会としましては、対象者全てに周知をして事務を進めている状況です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 33ページ答弁漏れされたと思うんですけども、個人カードの当初の予算で交付されている件数は何件なのか再度、答弁お願いしたいと言う事と個人番号カードの交付につきましては、あまり全国的にもメリットがないと言う事で交付されていないかと思えますけれども、今後の推進また住民に対しての周知をどの様にしていけるのか、数多くの方が交付出来る様にどの様に推進していきけるのか、その点、答弁をお願いしたいと思います。

45ページにつきましては、了解しました。本当にコンビニ収納と言う事で8%の利用者がいるという事ですので今年からまた新たに住宅料などの項目もあるという事ですので、これからも推進していただきたいと思えます。

それと81ページの負担金ですけれども地域からの色々な要望もあるかと思えますけれども当初予算の29年度は、6,700万円と言う予算では、地元管理者の負担を言う準備していると言う事を示さなければいけないと言う事で了解しました。そう言う意味では、地域においても、いち早くその事業が完成する事を望んでいると思えますので、今後、道や国に対しても、しっかりと事業を展開する様に要望してもらいたいと言う事で了解しました。

93ページについても了解しました。希望者に対してと言う事でありますので、多くの対象者に事前に支給できる様に推進をしてもらいたいと言う事で33ページの答弁だけよろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） マイナンバーの交付実績ですけれども、こちらの方は、町民課の町民係が窓口と浜中、茶内の各住民係の方で交付事務をやっております。2月末の状況ですけれども、交付実績として414件になります。2月末で申請を作る期間に既にしている方が531件おります。また既にマイナンバーが来ているが受け取っていない方も50名くらい各支所、町民係の方で保管していると言う方もおります。この方につきましては、随時取りに来るようにと言う事で通知しております。このマイナンバーの制度につきましては、税と社会保障の一体改革と言う事で税の把握と社会保障の給付関係、所得証明など色々な面で手続きの簡素化と言う部分が目的としてあると思えます。実際、所得証明とか転入、転出の取得証明の省略、住民票の添付、例えば年金の申

請時その様な部分に省略ができたり提示で本人確認とマイナンバーの部分で手続きができると言う事で住民票をとらなくてもいいと言う事になったりと言うところもあります。特に最近、確定申告時期ですので、申告者は、マイナンバーの番号が必要になってきます。その際にマイナンバー通知カードがないとかで窓口の方にマイナンバー付きの住民票の交付の申請に来られるのですが、その際に交付までに1ヵ月近くかかりますけれども、今後、使用する方につきましては、マイナンバーカードを取得すれば料金はかかりませんので、マイナンバーカードを作った方がいいと言う事で伝えております。ホームページや定期的に広報の方で利便性やこの様な時に使えると言う事で伝えていただいております。現実的にすぐ使える場面が少ないと言う事でもありますけれども、いずれ色々なサービスが今度、国の機関でつけて行くと言う形になりますので普及の部分につきましてはの広報活動は、そういった様な形で定期的にやっていきたいなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから第議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会 午後 4時47分)